

株式会社の不正使用防止のための
公証人の活用に関する研究会
～有識者による議論のとりまとめ～

概要

平成30年2月

研究会の構成

- 岩原紳作教授を座長として、**商法及び民法の学者、弁護士、司法書士の有識者により構成**。株式会社の不正使用による消費者被害の実態や資金洗浄・テロ資金対策として法人の実質的支配者を把握する国際的要請を踏まえ、株式会社の不正使用防止のための公証人の活用に関する研究を目的として、法務省民事局長の主催により発足。

研究会の概要

- 平成30年1月から2月にかけて3回にわたり研究会が開催され、財務省及び消費者庁からの関係者のオブザーバー参加も得て、参加有識者による議論が行われた。

議論のとりまとめ

- 2月23日の研究会で議論のとりまとめがされた。
- とりまとめの概要は次のとおり。

株式会社を隠れ蓑とする詐欺被害防止の必要性

- 我が国においては、取引主体が株式会社であることにより取引相手等に対する信用が高まることが多いが、その信用が悪用され、消費者詐欺犯罪、詐欺的投資勧誘や資金洗浄等の犯行ツールとして、**株式会社が本来の行為者の隠れ蓑として使用されることが少なくない**。実際、株式会社が詐欺的な事例の加害者となることが多く、**株式会社を使用した詐欺的な事例に関する多数の消費者被害の相談**がされている。

反社会的勢力排除の必要性

- 株式会社を使用した詐欺的な事例においては**暴力団等反社会的勢力が法人の実質的支配者になっていることが多く、その資金源**にもなっている。

資金洗浄・テロ資金対策の観点から実質的支配者を把握する国際的要請

- FATF(金融活動作業部会)が策定する資金洗浄・テロ資金供与対策の国際基準である勧告においては、**法人の実質的支配者情報の把握及びその情報への権限ある当局によるアクセスの確保が勧告内容**となっている(勧告24)。我が国については、**2019年から2020年にかけて、FATF第4次対日相互審査が実施予定**であり、積極的な取組が期待されている。

公証人

- 公証人は、法務大臣により任命され、**中立的な立場から国の公務である公証事務に従事する実質的な意味での公務員**である。FATFは、欧州大陸における公証人に、資金洗浄等防止のためのゲートキーパーとしての役割を期待しているところ、我が国における公証人制度は、欧州大陸の法制に倣って制定されており、FATFでいう公証人制度に含まれるものである。そして、我が国の公証人については、このFATFで期待されている役割は、法務大臣の監督の下で適切に果たすことが期待されていると整理されている。

定款認証

- 定款認証とは、法人の設立手続における、公証人が、定款の真正性、起業者の真意、記載内容の適法性等を確認する手続である。**株式会社の原始定款は、定款認証を受けなければ効力を生じない**(会社法第30条第1項)。

定款認証の囑託を拒否すべき事由

- 公証人は、**法令に違反する事項や無効の法律行為についての証書を認証することができない**(公証人法第26条等)。そこで、定款認証の囑託に係る株式会社の設立が、犯罪収益の蓄蔵、移転等に使用する目的であるような場合には、当該設立行為は公序良俗に反し本来無効とすべきものであり(民法第90条)、公証人は当該定款を認証することはできない。

会社の実質的支配者等の申告及びその内容の認証文への記載

公証人法施行規則に規定を設けることによる措置

- ・ 公証人は、定款認証手続において、嘱託人に対し、次の申告を求め、その内容を認証文に記載する。
 - ① 会社の実質的支配者となる者の申告
 - ② 当該実質的支配者が反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」等)に該当しないことの申告
- ・ 嘱託人が会社の実質的支配者等の申告を正当な理由なく拒んだ場合には、公証人は、定款認証の嘱託を拒否する。

会社の実質的支配者

「会社の実質的支配者」の意義は、犯収法施行規則第11条第2項に拠る。

- ① 議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有している自然人(過半数の議決権を直接又は間接に有している自然人がある場合においてはその者)
- ② ①に該当する者がいない場合においては、出資、融資等を通じて事業活動に支配的な影響力を有する自然人
- ③ ①, ②に該当する者がいない場合においては、当該法人を代表し、その業務を執行する自然人

会社の実質的支配者等の申告内容についての確認

会社の実質的支配者の本人確認

- ・ 定款認証の嘱託の内容が、一定のリスク指標（経験則上、典型的に実質的支配者の実在性や属性について虚偽の申告がされている可能性を窺わせるような事情）に該当する場合には、公証人は、公証人法施行規則における規定に基づき、申告された実質的支配者の本人確認を行う。
- ・ リスク指標としては、外国での取組を参考にすると、例えば、実質的支配者の住所がFATFのハイリスク国に指定されている外国であるというような指標が考えられる。

申告された実質的支配者が反社会的勢力に属するか否かの裏付調査

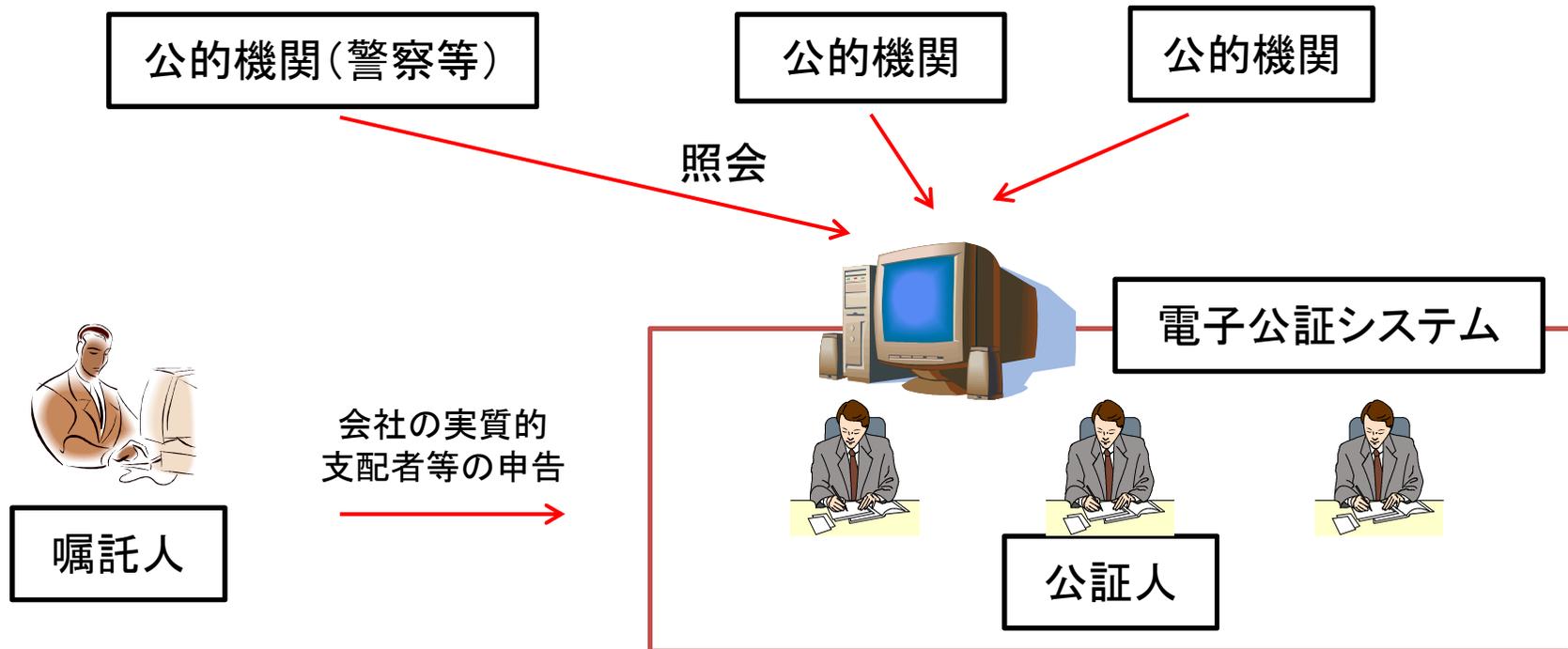
- ・ 申告された実質的支配者が反社会的勢力に該当しないことの申告に関して、第一次的に公証人が収集した情報に基づき該当するか否かの判断を行った上で、該当するとの判断がされた場合に、警察との連携が可能であれば、第二次的に警察に照会する仕組みを構築することとすべき。



会社の実質的支配者等の申告の信頼性の向上

会社の実質的支配者等の申告に関する情報のデータベースの構築

- ・ 電子定款認証について既に構築されている電子公証システムを利用して、公証人が、設立される会社の実質的支配者等の申告に関する情報をデータベース化。
- ・ 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会などの、警察等の公的機関による法令に基づく照会があった場合に、当該データを効率的に提供。



株式会社の不正使用の防止及び暴力団排除

- 設立時に会社の実質的支配者を把握することは、設立後の、金融機関等による資金洗浄・テロ資金への関与の有無の確認や、捜査機関による捜査の端緒となるものであり、株式会社が、本来の行為者の隠れ蓑として、消費者詐欺犯罪、詐欺的投資勧誘や資金洗浄等の犯行ツールとして使用されることを防止する効果。
- 会社の実質的支配者について、反社会的勢力等への該当性を確認することにより、株式会社が不正使用され暴力団等の資金源となることを防止。

FATF等による日本の株式会社の透明性に関する国際的な評価向上

- FATFの審査項目の一つである勧告24は、権限ある当局が、法人の実質的所有者について正確かつ時宜を得た情報を入手することができ、またそのような情報にアクセスできることを確保すべきとしており、この履行状況については、法令整備等の状況及び有効性(当局等による勧告の履行状況)の観点から審査される。
- 日本については、2019年から2020年にかけて第4次審査が実施予定。研究会のとりまとめた方策は、設立時の会社の実質的支配者の適正な把握を制度的に可能にするとともに、データベースの構築により権限ある当局のアクセスを可能にするものであり、この制度は、法務大臣の監督に服する公証人により、確実に実行することができ、FATFの評価を向上させられる。類似の取組を実践したスペインは、既に行われたFATF第4次審査において、高評価を得ている。